1=

つ LI

風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)案 概要版

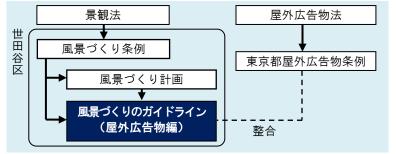
(1)目的

- ○屋外広告物は、まちなかで必要な情報を提供してくれる重要な存在であるとともに、公共空間に向 けて掲出されるため、周辺の風景に大きな影響を与える要素の一つです。
- ○そのため、地域らしさの感じられる魅力的な風景づくりには、建築物との調和や街並みとしての一 体感を意識して屋外広告物を計画することが必要不可欠です。
- 〇そこで世田谷区では、風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)を作成し、屋外広告物による風 景づくりの誘導を進めていきます。

(2) 位置づけ

○世田谷区の風景づくり条例及び風景づ くり計画「第7章 屋外広告物の表示に 関する事項」に基づき、地域の風景に寄 与する屋外広告物の表示に関する考え 方を示すものであり、東京都屋外広告物 条例や関係法令と整合するものです。

■風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)の位置づけ



(3)対象となる屋外広告物

○「東京都屋外広告物条例に規定される広告物(屋外広告物法第2条第1項)」に加え、風景づくり に影響を与える表示物として「建築物の窓面の内側から屋外に向けて表示した広告物」を対象とし、 これらをまとめて「屋外広告物」と呼びます。

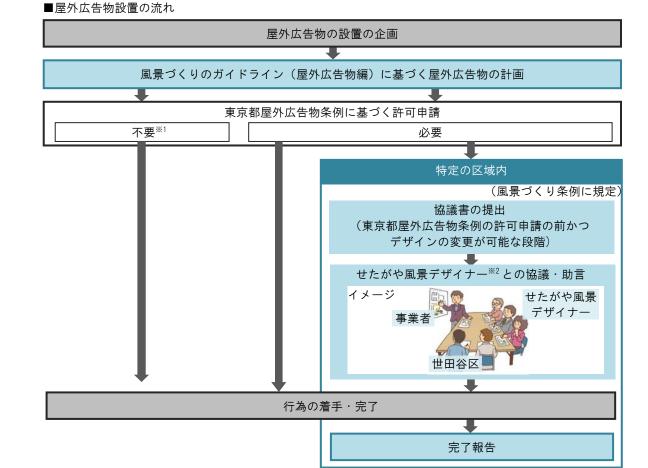
東京都屋外広告物条例に規定される広告物

広告塔、広告板、小型広告板、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、 電柱・街路灯柱利用広告物、標識利用広告物、広告宣伝車、バス又は電 車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式のもの、左記以外の車体 利用広告物、アドバルーン、広告幕、アーチ、装飾街路灯、店頭装飾

■対象例

風景づくりに影響を与える表示物

建築物の窓面の内側から屋外に向けて表示した広告物



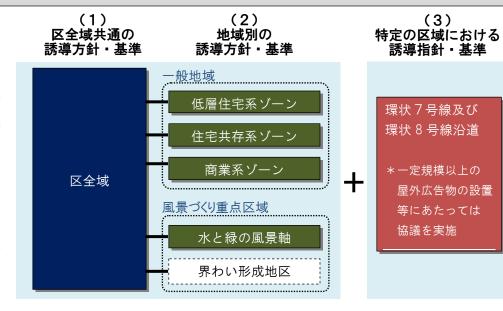
○区内で屋外広告物を設置する場合には、「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」に基づき企

○特定の区域における一定規模以上の屋外広告物の設置については、より良い風景づくりにつながる

※1 小規模な屋外広告物を計画する際は、「広告風景のデザインブック」を参考にしてください。 ※2 風景づくり条例に基づき、技術的指導・助言を行う専門家

○誘導方針・指針及び基準は、世田 谷区全域を対象とした「区全域共 通の誘導方針・基準」、風景づくり 計画に定める景観計画区域の区分 に応じた「地域別の誘導方針・基 準」、屋外広告物の誘導を先導的に 行う特定の区域を対象とした「特 定の区域における誘導指針・基準」 により示します。

○特定の区域内で一定規模以上の屋 外広告物の設置等を行う場合は、 協議による誘導を行います。

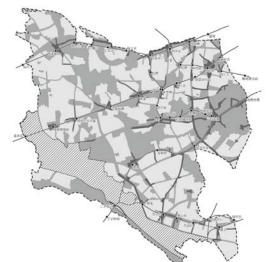


■景観計画区域の区分

(4)屋外広告物設置の流れ

よう協議を行います。

画・計画するものとします。



区分		該当する用途地域など
一般地域	低層住宅系	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居
	ゾーン	専用地域
		第一種中高層住居専用地域、第二種中高層
	住宅共存系	住居専用地域、第一種住居地域、第二種住
	ゾーン	居地域、準住居地域、準工業地域、市街化
		調整区域
	商業系	近隣商業地域、商業地域
	ゾーン	
重点区域風景づくり	//// 水と緑の	 国分寺崖線とその周辺
	風景軸	国力守崖隊とての向起
	El de L	「水と緑の風景軸」以外で、風景づくりを
	界わい	重点的に推進する区域(指定ごとに追加)
	形成地区	*平成30年4月現在していなし

(1)区全域共通の誘導方針・基準

<誘導方針>

- 〇地域らしさや街の賑わいを演出するため、屋外広告物を設置する敷地の周辺や地域の特徴を踏まえ、屋外広告物の一つひとつの質を高めます。
- 〇屋外広告物を計画する際の基本事項を 「情報」「文字」「色彩」「大きさ・位置」 「照明」「素材」「図・記号」「トータル デザイン」「特定の広告物」の9つの項 日に整理し、誘導基準として示します。

情報

文字

色彩

大きさ・ 位置

照明

素材

図・記号

トータルデザイン

特定の 広告物

■誘導基準の例

❸ 色彩

誘導基準 □色数はできる限り少なくする

<誘導イメージ>





使用する色数を絞ることで、風景になじませつ つ、メッセージが伝わりやすくなる。

(2)地域別の誘導方針・基準

①一般地域・低層住宅系ゾーン <誘導方針>

低層住宅を中心とした地域が持つ特性を活かしながら、みどり豊かで、ゆとりや落ち着きのある街並みの維持・創出に寄与する屋外広告物による風景づくりを目指します。



②一般地域・住宅共存系ゾーン <誘導方針>

様々な用途や規模の建築物が共存する地域の特性に配慮しながら、街並みの調和に寄与する屋外広告物による風景づくりを目指します。また、隣接する低層住宅系ゾーンの風景に配慮します。



③一般地域・商業系ゾーン <誘導方針>

商店街などの地域の取組みや地域資源を活かし、個性豊かで賑わいのある街並みを演出する屋外広告物による風景づくりを目指します。



中高層部では、建築物の意匠と一体的な表現となるよう工夫する。

④風景づくり重点区域・水と緑の風景軸 <誘導方針>

みどり豊かでゆとりや落ち着きのある 風景を維持・創出するため、国分寺崖線 のスカイラインやみどりとの調和に配 慮した屋外広告物による風景づくりを 目指します。

また、駅周辺や幹線道路沿道では、商店街などの地域の取組みや地域資源を活かし、個性豊かで賑わいのある風景をつくります。



(3)特定の区域における誘導指針・基準

環状7号線及び環状8号線沿道

環状7号線及び8号線には、表示面積が大きく視認性の高い、広範囲の風景に影響を与える屋外広告物が多く設置されています。そのため、環状7号線及び環状8号線沿道を、屋外広告物の誘導を先導的に取組む区域と定めます。一定規模以上の屋外広告物の設置又は表示面の変更の際は、協議を行い魅力的な幹線道路沿道の風景づくりに取り組みます。

■ 区域

環状7号線及び環状8号線に 面する敷地





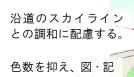
■ 協議対象

規模:東京都屋外広告物条例に定める屋外広告物で、表示面積の合計

が 10 ㎡を超えるもの 行為:設置または表示面の変更

く誘導指針>

環状7号線、環状8号線は、区を代表する幹線道路であり、風景の骨格としても大切な要素です。そのため、沿道の建築物との一体感やスカイラインの調和、後背の低層住宅地や歩行者などへの配慮を図ることにより、街の骨格として、秩序ある空間を創出します。



色数を抑え、図・記号を用いて情報量を減らすことで、周辺の風景との調和を図る。



風景づくり条例の改正

風景づくり条例を改正し、風景づくりのガイドラインを策定することを規定するとともに、特定の区域における一定規模以上の屋外広告物について、協議書の提出を求めること等を定めます。

今後のスケジュール

H30 年

2月 区議会第1回定例会(風景づくり条例改正の提案)

3月 改正風景づくり条例公布及び施行 (風景づくりのガイドラインの位置づけ等) 風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)策定

4~6月 周知期間

7月 風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)運用開始 改正風景づくり条例施行 (一定規模以上の屋外広告物に関する協議等)